

契約単価の変更に関する特約事項

1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、釧路市による石油製品の販売価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

2 用語の定義

(1) 基準価格

釧路市が公表する石油製品小売価格調査結果におけるガソリン及び軽油の平均価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））とする。

(2) 当初月の市場価格

令和8年3月の調査結果により公表された基準価格とする。

(3) 調査月の市場価格

変更契約の要否を毎月検討する価格で、調査結果により公表された基準価格をいう。

(4) 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

(5) 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下四捨五入）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【1番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)
------	---

3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 契約単価の変更は、単価変動額に2円以上の増減が生じた場合に行うものとする。

(2) (1)の場合において、契約単価の変更額は単価変動額とする。

(3) 契約変更を行う際に使用する単価変動額については次のとおりとする。

ア 自動車用ガソリン（JIS1号及び2号）については、ガソリンの基準価格をもとに算出した単価変動額とする。

イ 軽油（JIS各号）については、軽油の基準価格をもとに算出した単価変動額とする。

(4) 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。

(5) 初回の契約単価の変更は、契約期間の初日の属する月から実施する。

(6) 調査月の市場価格が、調査月の月末までに公表されなかった場合は、現行の契約単価を維持するものとする。

4 その他留意事項

本特約は、契約書第3条第1項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第2項の規定により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものであること。